

# 平成23年度西多摩衛生組合議会議員行政視察報告

〈平成24年2月2日（木）実施〉

午前：(株)リサイクル・ピア 東京エコタウン工場 〔建築混合廃棄物リサイクル施設〕  
午後：東京臨海リサイクルパワー(株) スーパーエコプラント 〔ガス化熔融等発電施設〕  
：中央防波堤埋立処分場 〔23区最終処分場〕

西多摩衛生組合

作成者：総務課

# 平成23年度西多摩衛生組合議会議員行政視察報告

《平成24年2月2日（木）実施》

## ■ (株)リサイクル・ピア 東京エコタウン工場

### □ 事業概要・特徴

(株)リサイクル・ピアは、東京都スーパーエコタウン事業の選定を受け、(株)タケエイを中心とする25社の出資により平成15年に設立された企業で、建設系産業廃棄物の中間処理施設「東京エコタウン工場」の運営を行っている。

東京エコタウン工場は、平成17年4月に稼働開始した国内でも最大級かつ最新鋭の建築混合廃棄物リサイクル施設で、建築物の解体現場などから発生する廃棄物（がれき）を受け入れ、砕石、砂、金属スクラップ、石膏ボード、木くず、可燃物などに峻別し、安定した性状・品質をもつ「製品」として二次処理施設等に供給しており、高い再資源化率を達成している。最近の再資源化率は約75%で、残り25%が埋立処分されている。

日量約600トン～700トンもの比重が重い建築混合廃棄物が搬入されているが、高性能のロールスクリーンユニット（ふるい）など、五つのファクターにより高度な機械選別を実現し、人手による粗選別作業の負担を低減する合理化を図っており、日勤・夜勤を合わせ70名程のスタッフにより運営されている。

### □ 東京都災害廃棄物受入処理事業（説明：東京都環境局調整担当部長 谷川氏）

(株)リサイクル・ピアは、東日本大震災に伴い、東京都が公募した岩手県宮古市の災害廃棄物受入処理事業の公募区分1（建設混合廃棄物破碎処分）における「先行事業分（平成23年11月）」及び「平成23年12月～24年3月事業分」の処分業者として決定されている。

事前準備資料をもとに、岩手県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社との災害廃棄物の処理基本協定の概要、災害廃棄物処理の事業内容、スケジュール、岩手県による災害廃棄物等の放射能測定結果のほか、災害廃棄物処理に関する環境対策として、事前の性状把握、搬出時の対策、運搬方法、中間処理施設の要件、事後検証の放射能測定など、全体の流れについての説明を受ける。

岩手県宮古市の粗選別エリア及びコンテナ側面の空間線量率、ストックヤードにおける放射性物質濃度、遮蔽線量率ならびに都内受入中の空間線量率、受入後の可燃物・不燃物の放射性物質濃度、遮蔽線量率のいずれも排出基準を下回る結果となっている。

## ■ 東京臨海リサイクルパワー(株) スーパーエコプラント施設

### □ 事業概要・特徴

東京臨海リサイクルパワー(株)は、東京都スーパーエコタウン事業の選定を受け、東京電力をはじめとする5社の出資により平成14年に設立された企業で、主な事業としてガス化溶融等発電施設「スーパーエコプラント」の運営を行っている。

平成18年8月に稼働開始したスーパーエコプラントは、産業廃棄物処理設備と感染性医療廃棄物処理設備から構成されており、焼却処理に伴い発生する熱を回収し、発電（発電能力23,000kw）に利用するとともに、ガス化溶融技術によって廃棄物の減量化を行い、最終処分量の削減に寄与している。副産物として排出されるスラグや金属（鉄・アルミ）は二次処理施設等に供給され再資源化を図っている。

### □ 東京都災害廃棄物受入処理事業

東京都が公募した岩手県宮古市の災害廃棄物受入処理事業では、破碎処理により発生する可燃性廃棄物の焼却施設は、募集要領に示された要件を満たした焼却施設を処分業者（公募決定業者）が選定することになっており、東京臨海リサイクルパワー(株)は、「先行事業分（平成23年11月）」及び「平成23年12月～24年3月事業分」の可燃物焼却処理業者として選定されている。

岩手県宮古市の災害廃棄物受入前と受入中の敷地境界性の空間線量率を測定した結果、影響がないことを確認している旨の説明を受ける。

### □ 東京臨海リサイクルパワー(株)での視察風景



## ■ 中央防波堤埋立処分場 東京都廃棄物埋立管理事務所

### □ 事業概要・特徴

中央防波堤埋立処分場は、東京23区から排出される廃棄物を中間処理した後、最終的に埋立てる処分場で、東京都が管理運営を行っている。東京における埋立処分場の歴史は古く、昭和2年から現在の江東区潮見になる8号地の埋立てが開始され、昭和32年には、「夢の島」の愛称で知られる14号地、昭和40年からは若洲15号地の埋立てが開始された。その後、昭和48年に中央防波堤内側埋立処分場の埋立てが始まり、昭和52年には中央防波堤の外側の海域に現在も使用されている中央防波堤外側埋立処分場が設置された。平成に入り外側処分場の残余地がわずかになると、新海面処分場として、平成10年にAブロック、平成15年にBブロックの埋立てが開始される。東京港内には、この新海面処分場の次に処分場を設置できる水面はなく、23区最後の処分場とされている。敷地内には、浸出水の排水処理場のほか、民間企業による東京臨海風力発電所や東京二十三区清掃一部事務組合の中防灰溶融施設等が併設されている。

今後、廃プラスチックのサーマルリサイクルや焼却灰のスラグ化等により、埋立処分量を削減する計画が順調に進んだ場合には、埋立処分場の残余年数は、概ね50年以上は確保できると推定されている。

### □ 東京都災害廃棄物受入処理事業

事前準備資料をもとに、宮城県、東京都及び財団法人東京都環境整備公社との災害廃棄物の処理基本協定の概要、災害廃棄物処理の事業内容、スケジュール、宮城県による災害廃棄物等の放射能測定結果のほか、災害廃棄物処理に関する環境対策として、事前の性状把握、搬出時の対策、運搬方法、焼却施設の要件、放射能測定など、全体の流れについての説明を受ける。宮城県女川町から約10万トンの災害廃棄物を受入れる予定。  
(宮城県女川町DVD上映)

宮城県女川町の選別エリア及びコンテナ側面の空間線量率、ストックヤードにおける放射性物質濃度、遮蔽線量率のいずれも排出基準を下回る結果となっている。

また、東京二十三区一部事務組合の大田清掃工場、品川清掃工場で試験焼却結果のデータにおいても空間線量率はもとより、排ガス・主灰・飛灰・飛灰処理汚泥の放射性物質濃度は受入基準の8,000Bq/kgを下回る結果となっている。

東京都が実施する災害廃棄物受入処理事業において、可燃性廃棄物の焼却処理に伴い23区内で発生する焼却残渣については、中央防波堤埋立処分場に最終処分される。

このため、中央防波堤埋立処分場では、埋立ブロックごとに①処分場内及び環境局中防合同庁舎、②下水汚泥焼却灰埋立エリア、③上水スラッジ埋立エリア、④清掃工場焼却灰（主灰）エリア、⑤清掃工場焼却灰（集じん灰）埋立エリア、⑥清掃工場焼却灰（集じん灰）一時保管エリアの空間放射線量率測定を週1回行うほか、浸出水、脱水汚泥の放射性物質濃度測定を2週間に1回、処理水の放射性物質濃度測定を週1回行っている。